

下水道使用料の誤賦課について

令和3年12月17日
松江市上下水道局

水道の利用者が下水道への接続工事を実施して、新規に下水道を使用開始された際の初回の使用料を誤って賦課していたことが判明しましたので、以下のとおり状況を報告します。

対象の皆様にご迷惑をおかけしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今後は、誤って徴収した使用料について、早急に返還をさせていただくとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1. 経緯

水道水の使用期間の中途に下水道の使用を開始した場合は、使用日数に応じて日割計算により使用料算定を行う必要があります。

宍道地区の下水道使用料の賦課徴収事務を委託している斐川宍道水道企業団において、現在、上下水道料金徴収に係る電算システムの更新を行っており、使用料計算のプログラムの確認作業時に日割計算を実施していないものが存在することが判明したものです。

(別紙参照)

2. 概要

対象年度	平成17年度から令和3年度
対象件数	119件
対象金額	172,745円

3. 原因

下水道の使用開始及び水量の日割計算に関する事務を担当する松江市と、宍道地区において使用料の算定及び請求を行う斐川宍道水道企業団との連絡不足や、使用料算定結果の確認不足が主な原因です。

4. 再発防止策

下水道の新規使用開始があった際は、利用者から提出される使用開始届の確認、電算システムへの情報入力及び使用料算定結果の確認を複数の職員で実施してまいります。

また、宍道地区においては、斐川宍道水道企業団が行った使用料算定の結果について松江市で最終確認を行います。

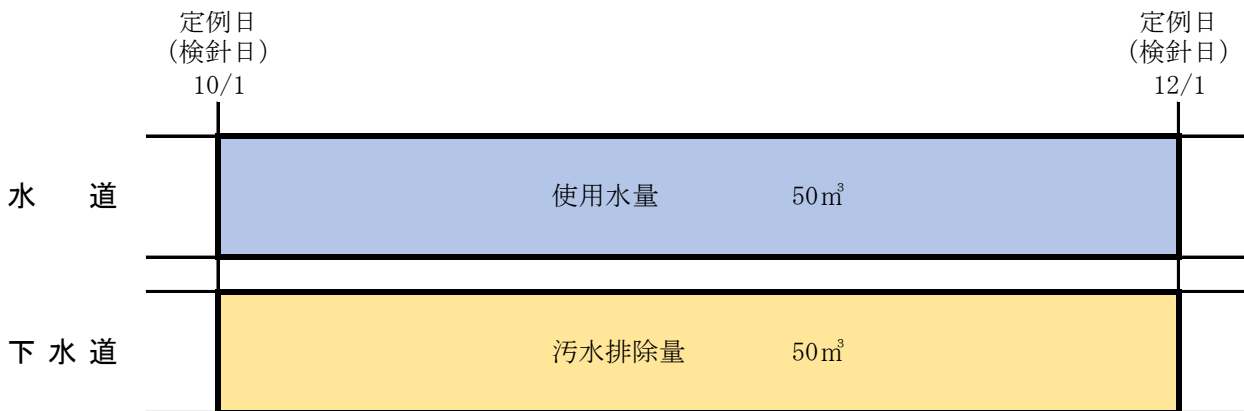
5. 今後の対応

対象の皆様には、電話又は訪問により経緯を説明しお詫びしたうえで、誤って徴収した使用料について速やかに返還いたします。

○ 下水道使用料の基本的な算定方法

- ・ 2月ごとの定例日に水道メーターを検針して水道水の使用水量を計量
- ・ 水道水の使用水量を汚水排除量（2月分）として認定
- ・ 認定した汚水排除量の1/2を1月分の汚水排除量とみなし、1月単位で使用料を算定

(例) 水道と下水道を同一期間使用し、水道水の使用水量(使用期間:10/2~12/1)が50m³の場合



下水道使用料の算定

- ・ 12/1に水道メーターを検針(使用水量50m³)
- ・ 汚水排除量を50m³と認定
- ・ 1月の汚水排除量は25m³(50m³×1/2)
- ・ 1月単位で下水道使用料を算定(右表のとおり)

区分	10月使用分	11月使用分
基本使用料	800円	800円
汚水排除量	25m ³	25m ³
従量使用料	2,950円	2,950円
下水道使用料計	3,750円	3,750円
(税込)	4,125円	4,125円

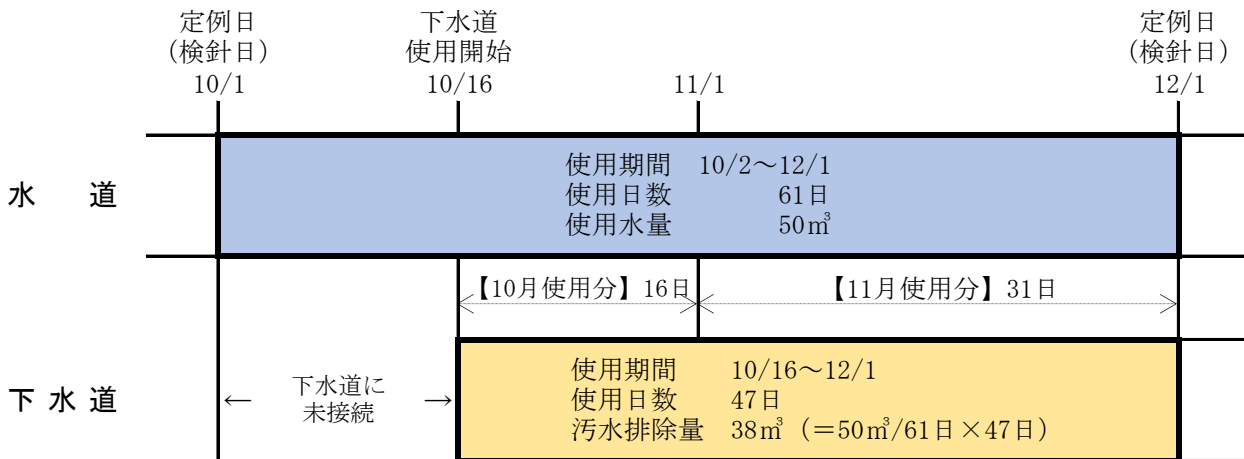
※ 用語の説明

- 定例日 水道料金・下水道使用料算定の基準日として、使用者ごとに定める日。
(水道メーターの検針日)
- 汚水排除量 使用者が下水道に流された汚水の量。
- 基本使用料 汚水排除量にかかわらず定額で納付していただく使用料。(1月につき税抜800円)
- 従量使用料 汚水排除量に応じて納付していただく使用料。

○ 水道水の使用期間の中途に下水道の使用を開始した場合の下水道使用料の算定

- ・ 2月ごとの定例日に水道メーターを検針して水道水の使用量を計量
- ・ 下水道の使用期間が1月（31日）以内のときは1月分として、1月（31日）を超え2月未満のときは2月分として算定
- ・ 汚水排除量は、水道水を各日均等に使用したものとみなして日割計算により認定（1m³未満切り捨て）
- ・ 基本使用料を日割で算定（平成30年8月1日以降）

(例) 水道使用期間(10/2~12/1)の中途(10/16)に、新たに下水道への接続工事を実施して下水道の使用を開始した場合



下水道使用料の算定

- ・ 12/1に水道メーターを検針(水道の使用水量50m³)
- ・ 使用日数が31日を超える47日であるため、2月分として使用料を算定
内訳 10月使用分:16日、11月使用分:31日
- ・ 下水道使用日数(47日)により、日割で汚水排除量を認定 $50\text{m}^3/61\text{日} \times 47\text{日} = \underline{38\text{m}^3}$
内訳 10月使用分:13m³、11月使用分:25m³
- ・ 10月使用分の基本使用料を日割で算定 $800\text{円}/31\text{日} \times 16\text{日} = \underline{412\text{円}}$
- ・ 日割で認定した汚水排除量に基づき、従量使用料を算定

【上記例で、日割計算をした場合】

区分	10月使用分	11月使用分
基本使用料	412円	800円
汚水排除量	13m ³	25m ³
従量使用料	1,160円	2,950円
下水道使用料計	1,572円	3,750円
(税込)	1,729円	4,125円

【上記例で、日割計算をしない場合】

区分	10月使用分	11月使用分
基本使用料	800円	800円
汚水排除量	25m ³	25m ³
従量使用料	2,950円	2,950円
下水道使用料計	3,750円	3,750円
(税込)	4,125円	4,125円

差額 2,396円

○ 今回の誤賦課の内訳

- (1) 汚水排除量の日割計算を行っていないかったもの 110件
- (2) 汚水排除量の日割計算 及び 基本使用料の日割計算を行っていないかったもの 2件
- (3) 使用期間が1月（31日以内）にも関わらず基本使用料を2月分としていたもの 4件
- (4) 汚水排除量の日割計算を行っていないかった
使用期間が1月（31日以内）にも関わらず基本使用料を2月分としていた } 3件